

株式会社 日水コン

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員の働き方を見直し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 2026年1月1日～2027年12月31日

2.内 容

目標1 夏季休暇や年次有給休暇の取得促進のための社内PRを行う。  
年次有給休暇の取得日数を、一人当たり年間7日以上とする。  
(ただし、休暇付与日数が年間15日未満の者については6日以上、10日未満の者については、対象外とする。算定期間は2026年4月1日から2027年3月31日とする)

【目標を達成するための方策と実施時期】

2026年4月～ 社内PR活動の実施  
2026年4月～ 年度内の取得状況について把握、広報する  
(以降、毎月経営会議で実績を報告する)

目標2 計画期間中の育児休業等及び育児目的休暇の取得率を60%以上に維持する。

【目標を達成するための方策と実施時期】

2026年1月～ 男性向け「育児の手引き」の必要に応じた更新及び社内説明会の実施

目標3 不妊治療と仕事との両立に関する両立支援担当者を選任し、社内への周知を完了する。

【目標を達成するための方策と実施時期】

2026年4月～ 両立支援担当者の役割定義と選任  
2026年度中 両立支援担当者の研修実施  
2027年4月～ 両立支援担当者の社内周知

目標4 計画期間中の、フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働合計時間数を30時間未満に維持する(所定労働時間を8hとして計算する)。

【目標を達成するための方策と実施時期】

2026年1月～ 時間外労働のモニタリング及び毎月の注意喚起の実施